

## 別表六（二）付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が法第69条《外国税額の控除》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が法第81条の15《連結事業年度における外国税額の控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

- 2 「国外事業所等帰属所得に係る当期利益又は当期欠損の額5」から「仮計24」までの各欄は、国外事業所等（法第69条第4項第1号《外国税額の控除》に規定する国外事業所等をいいます。以下同じ。）ごとに次により記載します。

- (1) 「国外事業所等帰属所得に係る当期利益又は当期欠損の額5」には、法人が当期利益又は当期欠損の額のうち国外事業所等帰属所得(令第141条の2第1号《国外所得金額》又は令第155条の27の2第1号《連結国外所得金額》に掲げる国外源泉所得をいいます。以下同じ。)に係る利益又は欠損の額として計算した金額を記載します。

なお、その計算の明細を記載した書類をこの明細書に添付してください。

- (2) 「加算」及び「減算」の各欄には、「国外事業

所等帰属所得に係る当期利益又は当期欠損の額5」に記載された金額が、国外事業所等帰属所得に係る所得の金額又は国外事業所等帰属所得に係る所得の金額のうち各連結法人に帰せられる金額と異なる場合に、その調整をするため、別表四又は別表四の二付表の記載に準じて記載します。

なお、ここにいう国外事業所等帰属所得に係る所得の金額とは、当期の国外事業所等を通じて行う事業に係る益金の額から当期の当該事業に係る損金の額を控除した金額をいいます。

- (3) 「①のうち非課税所得分②」及び「③のうち非課税所得分④」の各欄は、令第142条第3項《控除限度額の計算》に規定する外国法人税が課されない国外源泉所得に係る所得の金額又は令第155条の28第3項《連結控除限度額の計算》に規定する外国法人税が課されない国外源泉所得に係る所得の金額がある場合に記載します。

- (4) 「納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額7」は、別表六（二の二）の「7」の金額のうち、令第141条の2第1号又は第155条の27の2第1号に掲げる国外源泉所得に係る部分の金額を記載します。